

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年10月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 44 号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

目次中「第116条」を「第117条」に、「第117条」を「第118条」に改める。

第2条第5号中「出納機関」を「会計管理者及び行財政局総務部総務事務センター長の職にある出納員（以下「センター出納員」という。）」に改める。

第3条第1項各号列記以外の部分中「関する会計事務を」を「関する会計事務のうち、次に掲げるものを」に改め、同項ただし書中「次に掲げる」を「兼職規則第1条第6項又は第7項の規定により兼職されたものとみなされる職員が兼職規則第2条第6項又は第7項の規定により従事する区長の権限に属する事務に関する」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 区役所、区役所支所若しくは区役所出張所において、又は債務者の住所、事務所等に出張して行われる現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の収納及び保管並びにこれらの記録管理に関すること。
- (2) 第78条第1項の規定による支払命令に関すること。
- (3) 第78条第2項の規定による小切手の振出しに関すること。

第3条第2項中「会計事務」の右に「のうち、前項各号に掲げるもの」を加え、同条第3項本文中「会計事務」の右に「のうち、第1項各号に掲げるもの」を加え、「同項」を「同条第4項」に改め、同条第4項本文中「会計事務」の右に「のうち、第1項各号に掲げるもの」を加え、同項ただし書中「第38条第5項」を「第38条第3項」に改

め、同条第5項ただし書及び第6項ただし書を削る。

第4条第1項各号列記以外の部分中「会計管理者は、」の右に「センター出納員以外の」を加える。

第4条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 会計管理者は、センター出納員に、次に掲げる事務を委任する。

- (1) 別表第1の左欄に掲げる費目に係る支出（同表右欄に要件が掲げられているもの
にあつては、当該要件を満たすものに限る。）に係る支出命令の審査に関する
こと。
- (2) 前号の支出に係る資金前渡又は概算払の精算に関すること。
- (3) 単価契約物品集中購買制度による支出に係る支出命令の審査に関すること。
- (4) 水道、ガス、電気及び電話の料金に係る支出命令の審査に関すること。
- (5) 過誤納金に係る戻出金の支出命令の審査に関すること。
- (6) 歳入歳出外現金の支出命令の審査に関すること。
- (7) 科目更正のための収入支出に係る振替命令の審査に関すること。
- (8) 郵便貯金銀行が取り扱う口座に振り込まれた納入金の収納（小切手の振出しの方
法による収納に限る。）に関すること。

第5条第2項中「前条第3項各号」を「前条第4項各号」に改める。

第6条及び第8条中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第11条第2項中「出納員または区出納員は」を「センター出納員以外の出納員又は
区出納員は」に、「分任出納員または」を「分任出納員又は」に、「出納員または区出納
員の」を「出納員又は区出納員の」に、「会計員または」を「会計員又は」に改め、同
条に次の1項を加える。

3 センター出納員は、会計管理者の命を受けて会計事務をつかさどる。

第12条の見出し中「または」を「又は」に、「命ぜられる」を「命じられる」に改め、同条中「または」を「又は」に、「命ぜられる」を「命じられる」に、「別表第1」を「別表第2」に改める。

第14条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条第1項中「出納員もしくは」を「センター出納員以外の出納員若しくは」に、「または」を「又は」に、「命ぜられた」を「命じられた」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 センター出納員に事故がある場合又は欠けた場合においては、その間別に辞令を用いることなく、あらかじめセンター出納員が指定した会計員がセンター出納員を命じられたものとする。

第16条第1項中「会計室」の右に「及び行財政局総務部総務事務センター（以下「総務事務センター」という。）を加える。

第22条第1項中「各出納機関」を「会計管理者」に、「当該出納機関」を「出納機関」に、「その証明を得たうえ」を「会計管理者の証明を受けたうえで」に、「返戻」を「返還」に改め、同条第2項中「当該一時保管有価証券等に係る事務をつかさどる出納機関」を「会計管理者」に、「その証明を得たうえ」を「会計管理者の証明を受けたうえで」に、「返戻」を「返還」に改める。

第23条第1項及び第2項中「返戻」を「返還」に改める。

第24条第2項中「出納機関ごとに」を削り、「それぞれの出納機関」を「会計管理者」に改める。

第38条第2項を次のように改める。

- 2 行財政局税務部収納対策課長の職にある出納員、同課長の職にある区出納員及び市税（府民税及び徴収の嘱託を受けた地方税を含む。以下同じ。）又は市税に係る諸収入金の収納権限を有する区出納員は、前項の規定にかかわらず、同項の収納金を京都市市税条例施行細則第10条に規定する納付書等により収納機関（特徴金融機関を除

く。)に払い込むことができる。

第38条第3項及び第4項を削り、同条第5項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 前3項の規定にかかわらず、指定金融機関派出員が出納事務を取り扱う時間以外の時間については、第1項の収納金を区会計管理者に払い込むものとする。

第39条第3項後段中「前条第4項」を「前条第2項」に改める。

第40条の見出し中「または」を「又は」に改め、同条中「または」を「又は」に改め、「かかわらず」の右に「、あらかじめ出納機関に合議したうえで」を加える。

第45条第2項前段中「出納機関別に」を削り、同項後段中「返戻しなければ」を「返還しなければ」に改める。

第45条の2第2項前段中「出納機関別に」を削り、同項後段中「返戻しなければ」を「返還しなければ」に改める。

第45条の3第1項各号列記以外の部分中「、前条第1項」を「及び前条第1項」に改め、「受けた書類」の右に「にあつてはこれらに係る出納機関に」を加え、「領収磁気ファイルを」を「領収磁気ファイルにあつては会計管理者に」に改め、「当該出納機関に」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

第46条第3項本文中「、区出納員から領収調書のうちの領収済通知書の送付を受けたとき」を削り、「及び収入金仕訳書を作成し、歳入内訳簿を整理した」を「を作成した」に、「若しくは払込書のうちの領収済通知書又は領収調書のうちの領収済通知書」を「又は払込書のうちの領収済通知書又はその写し」に、「主管課に送付し、又は回付しなければ」を「総務事務センターに送付しなければ」に改め、同項ただし書を削り、同条第5項を削り、同条第4項前段中「、払込書又は領収調書」を「又は払込書」に改め、「又は回付」を削り、同項後段中「及び領収調書のうちの領収済通知書」を削り、「当該区会計管理者に返戻しなければ」を「総務事務センターに返還しなければ」に改

め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 総務事務センターは、前項の規定により納入通知書等又は払込書のうちの領収済通知書又はその写しの送付を受けたときは、収入金仕訳書を作成したうえ、収入金計算表及び使用後の領収済通知書と共に主管課に送付しなければならない。

第46条第6項を削り、同条第7項中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同項を同条第6項とする。

第48条中「出納機関」を「会計管理者」に、「同条」を「同項」に、「よってすみやかに」を「より速やかに」に、「とらなければ」を「取らなければ」に改める。

第50条第1項各号列記以外の部分及び第2項各号列記以外の部分中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第51条第1項各号列記以外の部分中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に改め、同条第2項第4号中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第52条第1項中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に改める。

第53条第1項各号列記以外の部分中「当該出納機関」を「会計管理者」に改める。

第55条の見出し中「、領収」を「又は領収」に改め、同条第1項前段中「または」を「又は」に、「添え」を「添えて」に改め、同条第2項中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第56条及び第60条第2項中「当該出納機関」を「会計管理者」に改める。

第61条第2項及び第3項前段中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に改め、同条第4項前段中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条第5項ただし書中「当該出納機関」を「会計管理者」に、「得た」を「受けた」に改める。

第67条第1項後段、第3項前段及び第4項中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第69条第3項及び第71条中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に

改める。

第74条の見出しを「(支出命令の審査)」に改め、同条第1項中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に、「審査の上、支払を決定しなければ」を「支出命令の審査をしたうえ、当該支出命令書に当該審査が終了したことを示す公印（以下「審査済印」という。）を押さなければ」に改め、同条第2項中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に改め、同条第3項中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に、「支出負担行為に関する確認をする」を「支出命令に係る債務が確定していることを確認する」に改め、同条に次の1項を加える。

4 センター出納員は、第1項の規定により支出命令書に審査済印を押したときは、当該支出命令書を会計管理者に送付しなければならない。

第75条第1項各号列記以外の部分中「出納機関」を「会計管理者及びセンター出納員」に、「一」を「いずれか」に、「支出する」を「審査済印を押す」に改め、同項第5号中「支出命令の取消通知」を「会計管理者に支出命令を取り消す旨の通知」に改め、同条第2項中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に、「一」を「いずれか」に、「返戻しなければ」を「返還しなければ」に改め、同条第3項中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第76条第1項各号列記以外の部分中「出納機関」を「会計管理者」に、「第74条の規定により支払を決定した」を「第74条第1項の規定により支出命令書に審査済印を押したとき、又は同条第4項の規定により支出命令書の送付を受けた」に改め、「の各号」を削り、「または」を「又は」に改め、同項第2号及び同条第2項中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条第3項中「これを当該出納機関に」を「会計管理者が指定した出納機関にこれを」に改める。

第78条第1項中「支払命令書（出納機関が支出命令書に支払命令の公印）」を「支払確定書（第74条第1項の規定により会計管理者又はセンター出納員が支出命令書に審

査済印」に改め、同条第2項後段中「支払命令書」を「支払確定書」に改め、同条第3項中「出納機関」を「会計管理者」に、「支払命令書」を「支払確定書」に改め、同条第4項前段中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同項後段中「出納機関」を「会計管理者」に、「当該支払命令書」を「当該支払確定書」に改め、同条第5項及び第6項中「出納機関」を「会計管理者」に、「支払命令書」を「支払確定書」に改め、同条第7項中「出納機関は、」を「会計管理者は、出納機関が」に改める。

第79条第3項及び第4項中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条第6項中「支払命令書」を「支払確定書」に改め、「押し、」の右に「支払命令を行った」を加え、同条第7項及び第8項前段中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第80条第3項中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第81条第1項中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条第2項前段中「出納機関」を「会計管理者」に、「の支払命令書」を「の支払確定書」に改め、「規定により」の右に「出納機関が」を加え、「返戻」を「返還」に、「支払命令書により」を「支払確定書を取りまとめ」に改める。

第85条第1項前段中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に改め、同条第2項前段中「出納機関」を「会計管理者又はセンター出納員」に、「審査した」を「振替命令の審査をした」に改める。

第86条第1項各号列記以外の部分中「の甲」を削り、同項第3号及び同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項及び第5項を削る。

第91条各号列記以外の部分中「(区役所にあつては、雑部金受払簿)」を削る。

第93条第1項後段中「すみやかにそれぞれの出納機関」を「速やかに会計管理者」に改め、同条第2項中「出納機関」を「会計管理者」に改め、「または」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第94条第1項前段中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同項後段中「出納機関」を「会計管理者」に改め、「さきに」を削り、同条第2項中「出納機関」を「会計管理者」に、「審査の」を「還付命令の審査をした」に改め、同条第3項中「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条第4項中「返れいする」を「返還する」に改め、同条第5項中「出納機関は、」を「会計管理者は、出納機関が」に、「返れい」を「返還」に改める。

第95条中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

第104条中「区会計管理者が取り扱った雑部金及び直接取り扱った」を削り、「取りまとめ」を「取りまとめ、」に改める。

第112条各号列記以外の部分中「次に掲げる帳簿」を「直接扱現金出納簿（第75号様式）」に改め、同条各号を削る。

第113条第1項各号列記以外の部分中「出納員」を「センター出納員以外の出納員」に改め、「の各号」を削る。

第117条を削る。

第12章中第116条を第117条とし、第115条を第116条とし、第114条を第115条とし、第113条の2を第114条とする。

第118条第1項第1号中「収納通知及び支払命令」を「支出命令の審査」に、「公印」を「審査済印」に改める。

第119条第1項第1号中「収納通知、支払命令、出納金に関する報告書、預金及び」を削り、同項第2号中「収納通知、支払命令及び」を削り、同条第2項を削る。

第121条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「出納員」を「センター出納員以外の出納員」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

センター出納員が支出命令の審査、資金前渡及び概算払の精算の承認並びに小切手の振出しに用いる審査済印は、第102号様式とする。

第123条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「出納機関」を「会計管理者」に改め、同条第2項中「出納機関」を「会計管理者」に改める。

別表第2を削る。

別表第1 1中第58号を削り、第57号を第58号とし、第7号から第56号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 行財政局総務部総務事務センター長

別表第1 1中第59号を削り、第60号を第59号とし、第61号から第71号までを1号ずつ繰り上げ、同表1備考中「及び心得」を削り、同表2中第8号を第9号とし、第1号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、同表2に第1号として次の1号を加える。

(1) 区役所及び区役所支所の区民部まちづくり推進課長

別表第1 2備考中「及び心得」を削り、同表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1（第4条関係）

費 目	要 件
報 酬	地方公務員法第3条第3項第3号に規定する嘱託員に係るものに限る。
給 料	
職 員 手 当 等	
共 済 費	
災 害 補 償 費	
恩 給 及 び 退 職 年 金	
賃 金	
旅 費	

給 貸 与 品 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるものに限る。
光 熱 水 費	
印 刷 購 入 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるもののうち、1件につき100,000円以下のものに限る。
飼 料 費	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるものに限る。
需用費（諸費，給貸与品費，光熱水費，印刷購入費及び飼料費を除く。）	資金前渡及び立替払以外の方法により支払われるもののうち、1件につき100,000円以下のものに限る。
通 信 運 搬 費	
使 用 料 及 び 賃 借 料	
原 材 料 費	
備 品 購 入 費	
償還金，利子及び割引料	

別表第3を次のように改める。

別表第3 削除

別表第4中「第55号 右京区役所京北出張所長」を「第55号 削除」に、「第64号 北区役所区民部市民窓口課長」を「第64号 削除」に、「第68号 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長 役所区民部市民窓口課長」を「第68号 削除 第69号 削除」に、

「第94号 左京区役所区民部市民窓口課長」を「第94号 削除」に、「第112号 中京区役所区民部市民窓口課長」を「第112号 削除」に、「第114号 東山区役

所区民部市民窓口課長」を「第114号 削除」に、「第130号 山科区役所区民部市民窓口課長」を「第130号 削除」に、「第139号 下京区役所区民部市民窓口課長」を「第139号 削除」に、「第141号 南区役所区民部市民窓口課長」を「第141号 削除」に、

「第148号 右京区役所区民部市民窓口課長

第149号 西京区役所区民部市民窓口課長

第150号 西京区役所洛西支所区民部市民窓口課長

第151号 伏見区役所区民部市民窓口課長

を

第152号 伏見区役所深草支所区民部市民窓口課長

第153号 伏見区役所醍醐支所区民部市民窓口課長」

「第148号 削除

第149号 削除

第150号 削除 に改める。

第151号 削除

第152号 削除

第153号 削除」

第2号様式備考以外の部分、第2号様式の2備考以外の部分及び第3号様式の2中

「京都市 (区) 会計管理者」を「京都市会計管理者」に改める。

第9号様式及び第10号様式を次のように改める。

第9号様式及び第10号様式 削除

第21号様式、第25号様式の2 1備考以外の部分、第27号様式、第33号様式及び第40号様式備考以外の部分中「京都市 (区) 会計管理者」を「京都市会計管理者」に改める。

第44号様式を次のように改める。

第44号様式（第86条関係）

公 金 振 替 書												公 金 振 替 書（原 符）															
払 出						受 入						払 出						受 入									
執行年 月日						執行年 月日						執行年 月日						執行年 月日									
カード 種別						カード 種別						カード 種別						カード 種別									
市区別						市区別						市区別						市区別									
年 度						年 度						年 度						年 度									
会 計						会 計						会 計						会 計									
種 別						種 別						種 別						種 別									
摘 要						摘 要						摘 要						摘 要									
C/H						C/H						C/H						C/H									
金 額			百					千			金 額			百					千			円					
所 属						所 属						所 属						所 属									
上記のとおり振替してください。 京都市指定金融機関 様 京都市会計管理者 印																											

第46号様式備考以外の部分及び第47号様式備考以外の部分中「京都市（区）会計管理者」を「京都市会計管理者」に改める。

第71号様式から第81号様式までを次のように改める。

第71号様式から第81号様式まで 削除

第84号様式中「第114条関係」を「第115条関係」に改める。

第85号様式から第88号様式までの規定中「第115条関係」を「第116条関係」に改める。

第89号様式及び第90号様式を次のように改める。

第89号様式及び第90号様式 削除

第99号様式から第101号様式までを次のように改める。

第99号様式から第101号様式まで 削除

第102号様式を次のように改める。

第102号様式（第121条関係）



径15ミリメートル

かい書

朱肉印

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

(会計室)